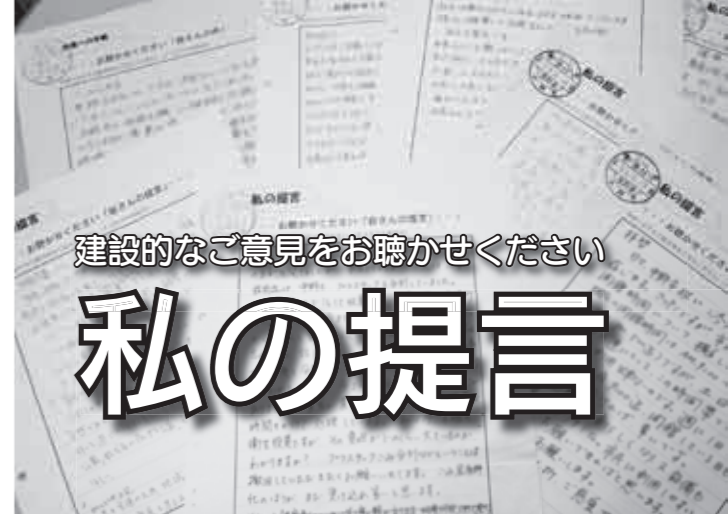


3月の市議会定例会報告

3月1日から3月18日まで、18日間の会期で開催されました。この議会では、条例案8件、予算案21件、事件案3件、人事案2件のあわせて34件が審議され、いずれも原案どおり可決などとなりました。また、議員提案による意見書などについても審議されました。ここでは、主な内容をお知らせします。



市政に対する建設的なご提言を市民の皆さんから直接お聴きする事業「私の提言」を実施します。お寄せいただいたご提言は市長が直接拝見し、お返事を差し上げるとともに、市政運営に反映するよう努めていきます。なお、ご提言に対するお返事は、受け付けをしてから2週間程度としていますが、内容によっては担当課で調査、検討を行い、関係部署と調整させていただく必要があり、お返事を差し上げるまでに時間がかかる場合がありますので、ご了承ください。

有効期限 平成24年3月31日

利用方法
 (1) 郵送 今月号に挟み込んである用紙(水色)にご記入の上、切手を貼らずに郵便ポストへ投かんしてください。
 (2) ファクス 専用のファクス(22)2445)にお送りください。用紙の様式は定めませんが、できるだけ挟み込んである用紙をご利用ください。
 (3) 電子申請 インターネットでもご提言いただけます。市公式ホームページ (<http://www.city.nakanago.nagano.jp/>) から「ながの電子申請サービス」のページへ移動し、必要事項を入力の上、送信してください。

用紙の設置場所 市役所総合案内、豊田支所地域振興課、中央・北部・西部・豊田公民館、永田窓口サービスステーション
 その他 寄せられた内容は、個人を特定できないようにした上で、広報紙や市公式ホームページに掲載させていただきます。
 なお、住所、氏名、連絡先が未記入であったり、特定の市民・団体などへの中傷的なものは、原則扱いません。

問い合わせ先
 市役所庶務課秘書広報係
 ☎(22)21111 (内線2112)

条例

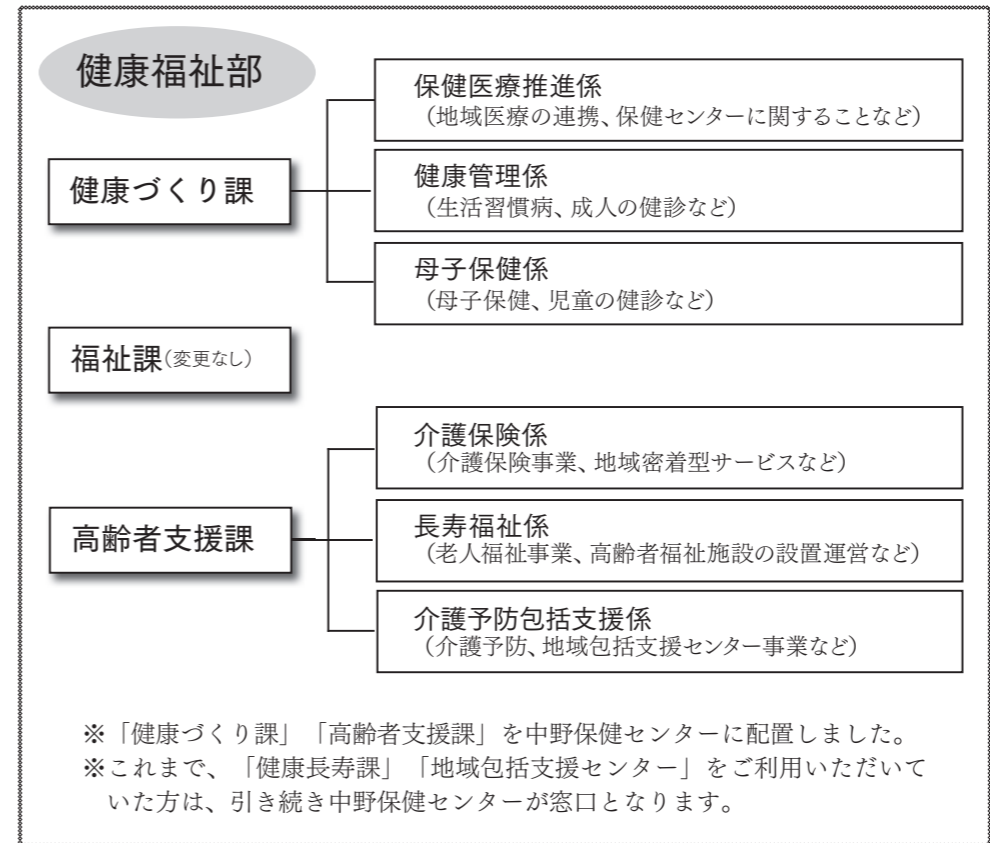
- ・「中野市企業立地の促進等による産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例」の制定
- ・「中野市特別会計条例」の一部改正
- ・「中野市体育施設条例」の一部改正
- ・「中野市商工業振興条例」の一部改正
- ・「中野市地域職業訓練センター条例」の制定
- ・「中野市都市公園条例」の一部改正
- ・「中野市文化公園施設条例」の一部改正
- ・「中野市豊田ふるさと交流館条例」の一部改正

補正予算

《一般会計》
 平成22年度の一般会計予算から1億4,263万9千円を減額し、補正後の予算総額を209億1,180万9千円としました。主な歳出の内容は次のとおりです。
 《議会費》●議員研修旅費など315万9千円を減額
 《総務費》●一般職退職手当8,826万9千円を増額●公

市役所の組織が一部変わりました

市民サービスの向上と効率的で弾力的な行政運営を行うため、4月1日から市役所の組織が一部変わりました。



財産の取得・処分

○財産(土地及び建物)の取得
 長野県所有の「旧中野高校跡地」について、公共施設整備および市有地の利活用の推進を図るため、保育所等公共施設用地として取得します。
 ○財産(土地)の処分
 市が所有する「旧中野中学校跡地」の一部を売却します。

指定管理者の指定の変更

○中高高等職業訓練校の指定管理者の指定の変更
 指定管理者を指定した施設の名称を変更するため、議会の議決を得ました。

人事

《監査委員》
 柴本貞夫さんの辞任に伴い、井本久夫さんを選任することに議会の同意を得ました。
 《固定資産評価審査委員会委員》
 委員の任期が5月10日満了となることから、浅沼正雄さんと黒岩守人さんは引き続き、また、酒井皓次さんの後任として藤巻清一さんを同委員として選任することに議会の同意を得ました。